

会議録

会議の名称	平成20年度 第4回西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	平成20年7月22日（火曜日） 午後7時00分から午後8時00分まで
開催場所	イングビル 第3会議室
出席者	審議会委員：北岡、内田、渡邊、伊藤、三原、永村、土屋、中島（8名） （敬称略） 事務局：飯島、佐々木、福田（記録）
議題	1. 西原広場の現状と今後のあり方について 2. 西東京市教育委員会表彰規則に基づく被表彰候補者の推薦について 3. その他
報告事項	1. 西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則について 2. その他
会議資料の名称	事前配布 資料1 西東京市スポーツ施設条例施行規則新旧対照表 資料2 西原広場現地写真及び案内図 資料3 平成20年度西東京市教育委員会表彰 被表彰候補者
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	

平成20年度 第3回西東京市スポーツ振興審議会は開催しませんでした。

発言者名：

発言内容

会長：挨拶

事務局：配布資料の確認

会長：議題1について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：西原広場は旧田無時代の昭和62年から、東京都住宅供給公社からゲートボール場として無料で借り上げてきました。当時はゲートボールが非常に盛んで、利用者も多かったと聞いておりますが、ここ3年間は利用者がゼロという状況になっております。この広場の管理予算は、平成19年度が609,000円、今年度が136,000円計上しております。19年度は2年に1度の樹木の剪定がありましたので、それが予算額の差となっております。予算の内容としましては、管理者金・光熱水費・消耗品費となっております。施設の概要としましては屋根付ベンチ・簡易トイレ・水のみ場各1箇所と、簡易倉庫を1個配置しております。利用者も無いという状況ですので、この広場につきましては公社に返還したほうがよいのではないかと事務局では考えておりますが、今後のあり方についてご議論いただければ、と思っております。

会長：ご質問・ご意見等があればお願いします。

委員：利用者が無ければ返還して、予算を他に回していただいたほうが良いと思います。

委員：ゲートボール以外の利用はだめなのですか。

事務局：公社の財務管理部に尋ねたところ、ゲートボール場としての限定付きの貸借契約となっております。教育委員会としてゲートボール場以外の利用をさせていただけないかとお願いしたところ、ゲートボール場として使用しないのであれば返還願いたい、との回答でした。

会長：他にゲートボール場はありますか。その利用頻度というのは。

事務局：他にもございます。旧田無地区でゲートボールを行っている団体は1チームしかなく、その団体もあまり活動していないようです。旧保谷地区には3チームあって、活発に活動していますが、みなさん高齢なので西原広場は旧保谷地区からは遠いので、全く利用する方がいない状況になっております。記録を見ますと昭和62年当時はゲートボールが盛んで、西原団地の住民から市長への要望書も提出されており、それで公社から西原広場をお借りしたことになっております。現在は隔年で約50万円かけて樹木の剪定を行っておりますが、隣接する民間の駐車場の利用者から落葉について苦情もある状況になっております。

委員：返還に当たって原状回復に費用もかかるかと思えます。また、返還後の公社側の再利用の計画などおわかりでしたら教えてください。

事務局：返還後の利用については未定です。何か建物等を建てるとなれば市に許可申請が提出されると思えますので、わかり次第ご報告いたします。

会長：現状として利用が無いということですので、教育委員会として返還するということがよろしいでしょうか。（全員賛成）それでは返還ということで議題1の西原広場の状況と今後のあり方については承認します。続いて議題2の説明をお願いします。

事務局：6月に本審議会を開催することができず、事後の報告となってしまいますが、本日開催された教育委員会で承認は頂いております。被表彰者についてご説明させていただきます。（配布資料に基づき説明）

会長：推薦の枠などはあるのですか。

事務局：体育協会からは10名以内ということをお願いしています。

会長：よろしいでしょうか。それでは、議題2の西東京市教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の推薦については承認します。その他、何かございますか。（事務局・委員とも無し）続いて報告事項に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局：5月にご承認いただきました西東京市スポーツ施設条例の一部改正に伴いまして、同施行規則の一部を改正させていただいたもので、6月の定例教育委員会に報告したものです。内容としましては、中国残留邦人の方々に対するスポーツ施設利用の減免規定について、具体的な手続き方法を定めたものです。改正箇所は、資料1「西東京市スポーツ施設条例施行規則新旧対照表」の改正案の下線箇所、すなわち第9条の2の（5）「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けていることを証する書類」という一項目を加えさせていただいております。具体的な減免手続きにつきましては、支援給付を受けている方々は「本人確認証」というものを所持しておりまして、それを提示していただくと減免を受けていただく、ということになります。

会長：ご質問・ご意見等ございますか。それではその他、何かございますか？

事務局：今後スポーツ振興審議会でご討議いただきたいことがいくつかございます。一つは全小学校と一部の中学校で無料で実施している学校開放プール事業です。ふじみ野市のプール事故以来、保健所の指導も厳しくなっています。もともと本事業は行政評価の対象となっており、見直しという評価を受けております。昨年度から開催日数を減らして実施しております。事業費用としては約1700万円かかっており、このまま継続することが難しい状況になっています。今年度の実績が出た段階で、本事業の見直しについてご討議いただければ、と思っております。

二点目はスポーツ施設条例の改正です。スポーツセンターのプールの個人利用及びトレーニング室の利用区分が2時間となっていますが、市民の方からの電話・メール等で「1時間単位にしてもらえないか」という要望がかなり多くなっています。指定管理者との定例会議の中でも、他の自治体では1時間単位の施設は多いと聞いております。1時間単位にするには条例改正が必要ですので、審議会のご意見を伺いながら手続きを進めていければ、と考えております。

会長：今の件について、またその他何かご質問・ご意見等ございますか。

委員：表彰の件で質問してもよいでしょうか。教育委員会表彰については体協に推薦を依頼していますが、スポーツ振興審議会での承認を経て教育委員会で決定することになっていたと思いますが、そのへんの手続き上のことはどうなっているのか。また、体協以外の推薦者についてはどのような手立てを採られているのか。

事務局：一点目についてはおっしゃるとおりで、申し訳ございません。今回事後の報告になってしまいましたが、来年度につきましてはもう少し早い時期にお諮りいたしますのでご了承下さい。二点目につきましては、例えばオリンピック出場選手などになりますと市の表彰となり、スポーツ振興課から推薦する形になります。その他の団体についてはなかなかスポーツ振興課で拾い出すのは難しいので、体協に依頼して

おります。以上です。
会長：本日はこれで終了いたします。